

## 熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、熊本県医師修学資金貸与条例（平成20年7月4日条例第45号。以下「条例」という。）に基づく医師修学資金の貸与を受けて医師となった者（以下「貸与医師」という。）が医師の業務に従事するにあたっての勤務等について定める。

## (指定病院等)

第2条 条例第2条第2号に規定する知事が指定する病院及び診療所（以下「指定病院等」という。）は別表1のとおりとする。

## (指定病院等の区分)

第3条 前条に規定する指定病院を次の区分により分類し、別表2のとおりとする。

- (1) 第1グループ 規則第9条に規定する臨床研修実施病院、熊本大学地域医療実践教育拠点のある病院及び専門医研修施設としての認定数が5以上ある専門医認定施設の病院
- (2) 第2グループ 「熊本県自治医科大学卒業医師の勤務及び研修の取扱いに関する要綱」別表1及び別表2に掲げる病院（第1グループを除く。）
- (3) 第3グループ 前2号以外の病院等

## (貸与医師の勤務のローテーション)

第4条 貸与医師の指定病院における勤務のローテーションは、前条に規定する区分ごとに次の期間を基本とする。

- (1) 第1グループ 2年間以内
- (2) 第2グループ 2年間以上
- (3) 第3グループ 前2号を除く期間

2 前項第2号及び第3号については、県内の医師不足の状況や貸与医師の希望等を勘案して、その順序を変更することができる。

3 前条第3号に規定する病院等のうち、診療所に勤務した場合には、当該期間を同条第2号に規定する病院で勤務したものとみなす。

## (配置調整における基本方針)

第5条 貸与医師が条例第7条に規定する返還債務の免除に該当する期間（以下「義務期間」という。）に勤務する指定病院については、熊本県地域医療支援機構（以下「機構」という。）に設置する熊本県医師修学資金貸与医師キャリア支援調整会議（以下「調整会議」という。）において、貸与医師本人の意向を踏まえ、前条及び次の基本方針に基づきその配置を調整（以下「配置調整」という。）する。

- (1) 県内の医師不足地域における医師確保につながるよう配置する。
- (2) 貸与医師が義務期間内に専門医の資格が取得できるよう配慮する。
- (3) 貸与医師が義務期間において円滑に医師の業務に従事できるよう配慮する。

2 貸与医師は、後期研修や大学院への進学期間を合わせて概ね15年以内でなるべく早期のうちに義務期間を満了するよう努めるものとする。

(後期研修)

第6条 条例第7条に規定する後期研修について、一般社団法人日本専門医機構に認定された専門医研修プログラムにより指定病院以外で勤務する場合、その研修期間は概ね3年(県内の病院の場合には、このうち1年間までは義務期間に算入する。)とする。

2 前項に規定するプログラムが定める研修期間が3年を超える場合には、その期間を後期研修期間として取扱うことができる。

(産前産後休暇)

第7条 貸与医師が指定病院等に勤務する場合において、労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)第65条に規定する産前産後休暇を取得した時は、その期間は条例第7条第1項第1号に規定する指定病院等医師業務への従事期間に算入する。

(やむを得ない事由)

第8条 条例第7条第3項第1号に規定するやむを得ない事由には次のものが該当する。

(1) 貸与医師が指定病院等に勤務する場合において、指定病院で育児休業を取得する場合の当該休業期間。

附則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱第2条に定める医療機関

1 熊本市以外の地域に設置される医療法第31条に規定する公的医療機関の病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1		熊本県	病院	こども総合療育センター
2	宇城圏域	宇城市	病院	宇城市民病院
3		恩賜財団	病院	済生会みすみ病院
4		荒尾市	病院	荒尾市民病院
5	有明圏域	玉名市・玉東町	病院	公立玉名中央病院
6		和水町	病院	国民健康保険和水町立病院
7	鹿本圏域	山鹿市	病院	山鹿市民医療センター
8	阿蘇圏域	阿蘇市	病院	阿蘇医療センター
9		南小国町・小国町	病院	小国公立病院
10	上益城圏域	山都町	病院	山都町包括医療センターそよう病院
11	八代圏域	八代市	病院	国民健康保険八代市立病院
12	芦北圏域	水俣市	病院	国保水俣市立総合医療センター
13	球磨圏域	あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村	病院	球磨郡公立多良木病院
14	天草圏域	上天草市	病院	上天草市立上天草総合病院
15		天草市	病院	国民健康保険天草市立河浦病院
16		天草市	病院	国民健康保険天草市立新和病院
17		天草市	病院	天草市立栖本病院
18		天草市	病院	天草市立牛深市民病院

2 熊本市以外の地域の独立行政法人国立病院機構が設置する病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	宇城圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構熊本南病院
2	菊池圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構菊池病院
3		独立行政法人	病院	国立病院機構熊本再春荘病院

3 独立行政法人地域医療機能推進機構が設置する病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	八代圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構熊本総合病院
2	球磨圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構人吉医療センター
3	天草圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構天草中央総合病院

4 独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	八代圏域	独立行政法人	病院	労働者健康福祉機構熊本労災病院

5 熊本市以外の地域医師会が設置する病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	有明圏域	医師会	病院	玉名地域保健医療センター
2	菊池圏域	医師会	病院	菊池都市医師会立病院
3	八代圏域	医師会	病院	八代市医師会立病院
4		医師会	病院	八代郡医師会立病院
5	天草圏域	医師会	病院	天草都市医師会立天草地域医療センター
6		医師会	病院	天草都市医師会立苓北医師会病院

6 県立こころの医療センター

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	熊本医療圏	熊本県	病院	こころの医療センター

7 その他知事が特に必要と認める病院又は診療所

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	阿蘇圏域	産山村	診療所	産山村診療所
2	八代圏域	八代市	診療所	八代市立椎原診療所
3	天草圏域	上天草市	診療所	上天草市立湯島へき地診療所
4		天草市	診療所	国民健康保険天草市立御所浦診療所

熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱第3条に定める区分

第1グループ

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	有明圏域	荒尾市	病院	荒尾市民病院
2		玉名市・玉東町	病院	公立玉名中央病院
3	鹿本圏域	山鹿市	病院	山鹿市民医療センター
4	菊池圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構熊本再春荘病院
5	八代圏域	独立行政法人	病院	労働者健康福祉機構熊本労災病院
6		独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構熊本総合病院
7	芦北圏域	水俣市	病院	国保水俣市立総合医療センター
8	球磨圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構人吉医療センター
9	天草圏域	医師会	病院	天草都市医師会立天草地域医療センター
10		独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構天草中央総合病院

第2グループ

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	阿蘇圏域	阿蘇市	病院	阿蘇医療センター
2		南小国町・小国町	病院	小国公立病院
3	上益城圏域	山都町	病院	山都町包括医療センターそよう病院
4	球磨圏域	あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村	病院	球磨郡公立多良木病院
5	天草圏域	上天草市	病院	上天草市立上天草総合病院
6		天草市	病院	国民健康保険天草市立河浦病院
7		天草市	病院	国民健康保険天草市立新和病院
8		天草市	病院	天草市立栖本病院

第3グループ

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	熊本医療圏	熊本県	病院	こころの医療センター
2	宇城圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構・熊本南病院
3		熊本県	病院	こども総合療育センター
4		宇城市	病院	宇城市民病院
5	有明圏域	恩賜財団	病院	済生会みすみ病院
6		医師会	病院	玉名地域保健医療センター
7	和水町	病院	国民健康保険和水町立病院	
8	菊池圏域	医師会	病院	菊池都市医師会立病院
9		独立行政法人	病院	国立病院機構・菊池病院
10	八代圏域	八代市	病院	国民健康保険八代市立病院
11		医師会	病院	八代市医師会立病院
12		医師会	病院	八代郡医師会立病院
13	天草圏域	天草市	病院	天草市立牛深市民病院
14		医師会	病院	天草都市医師会立苓北医師会病
15	阿蘇圏域	産山村	診療所	産山村診療所
16	八代圏域	八代市	診療所	八代市立椎原診療所
17	天草圏域	上天草市	診療所	上天草市立湯島へき地診療所
18		天草市	診療所	国民健康保険天草市立御所浦診療所